

# 国際的経済活動の拠点づくりを 支える要衝の地 ねりま



都心から約30分でアクセス!!  
ホスピタリティあふれる住宅都市

# 練馬区へのアクセス



# 緑あふれる住宅都市



人口 約71万人  
(23区で2位)



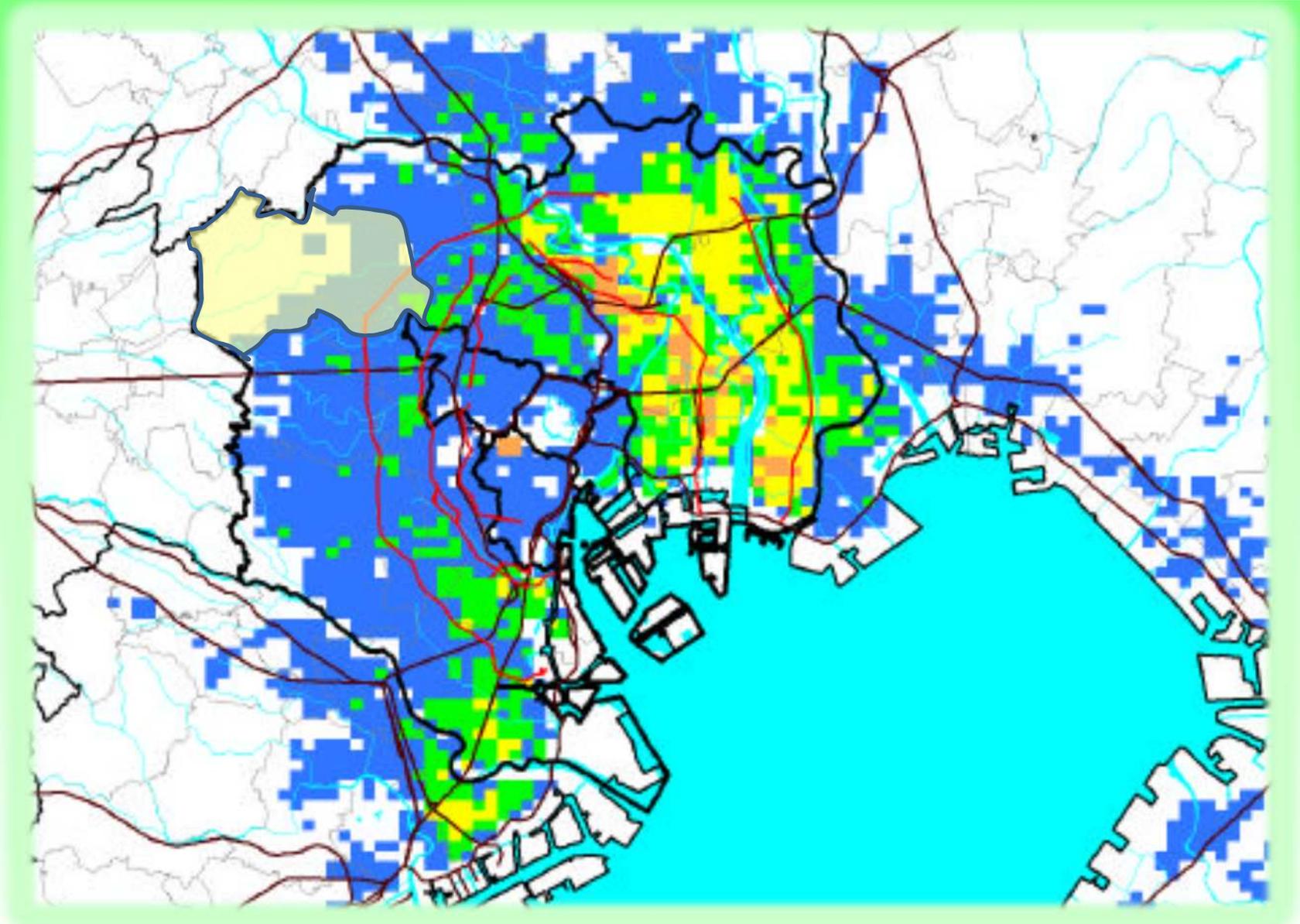
面積 約48.16km<sup>2</sup>  
(23区で5位)



緑被率 約25%  
(23区で1位)

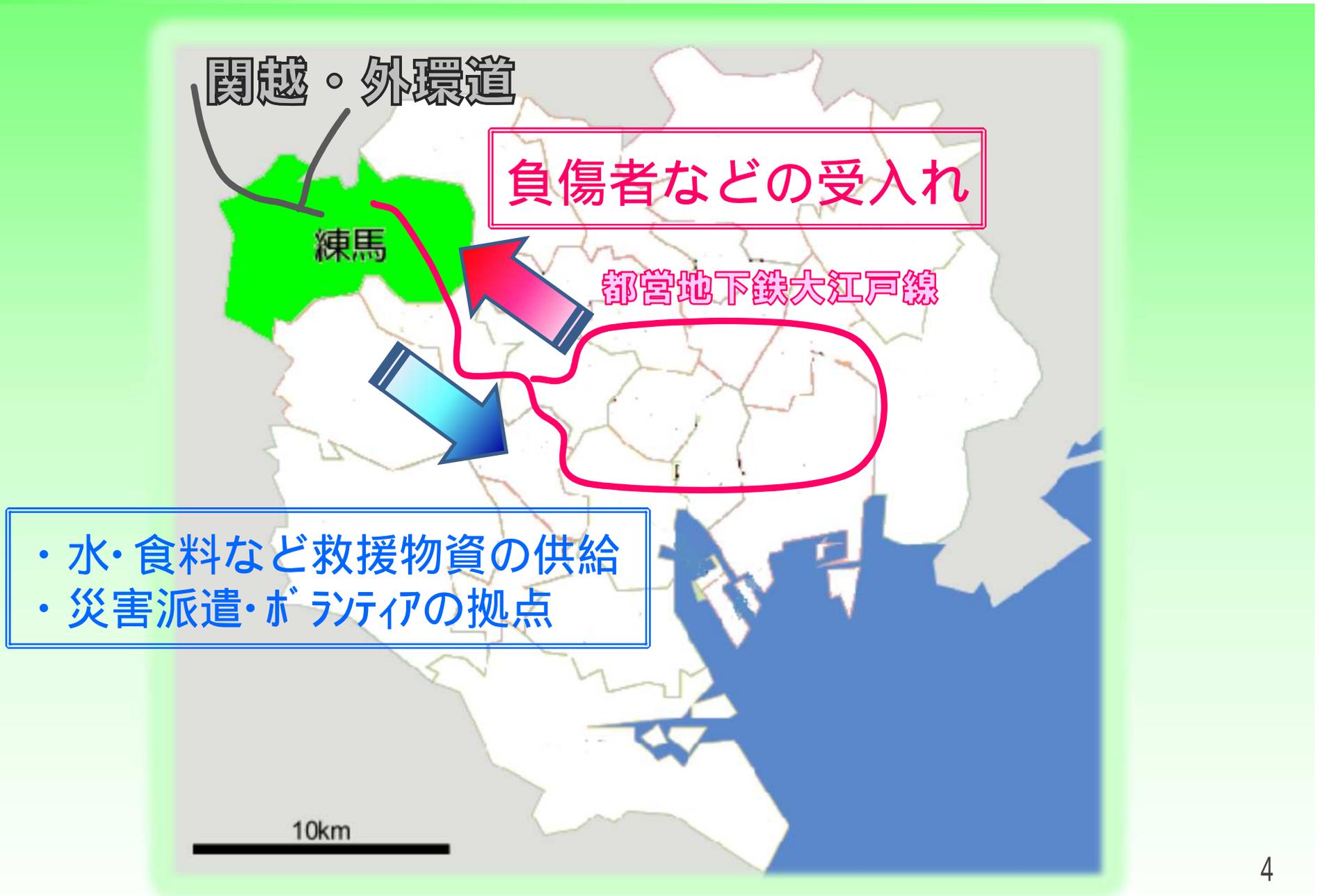


# 【参考】 東京湾北部地震 (M7.3) における全壊棟数の分布



「首都直下地震の被害想定(概要)～内閣府」より

# 【参考】震災時の支援拠点として



# 練馬区発 経済活性化への提案

地域医療の充実と

外国人患者の受け入れ

都市農業の継続・拡大と

外国人向け観光の推進

# 地域医療の充実と外国人患者の受け入れ

## 練馬区のポテンシャル

幹線道路や鉄道等により、新宿、六本木、有楽町、羽田空港へ通じる大門などと直結しており、東京都のさらなる国際化を後方で支える要衝の地である。

古くからある住宅地、大型団地や新興住宅地など東京の縮図とも言える多様な住宅状況があり、「都市部の課題」である2025年問題について、在宅療養の推進、地域包括ケアシステムの構築など地域性を踏まえた様々な対応策を考察するのに適した都市である。

都内でも高台に位置し、岩盤も強固であり、首都直下地震の被害想定でも都心部に比べ被害が少ないと想定されているほか、光が丘を始発とする都営大江戸線は地震時における輸送の中心路線となっているなど、首都直下地震などの大規模災害時における拠点として機能することとなる。

## 提案のニーズや背景

東京オリンピック開催を契機に、外国人の居住者数、観光客数の増加が見込まれる。

国内では2025年問題を始めとして超高齢社会への対応が喫緊の課題である。

練馬区は10万人あたりの病床数が23区で最も少ないことから病床の確保に努めるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めている。

医療機関では看護師など医療従事者の確保が課題となっている。

首都直下地震などに備え、災害時の医療救護体制の確立が求められている。

## 重点的に取り組む項目

- (1) **国際的な病院運営**  
都心部からの交通の利便性を活かして、外国人患者の受け入れ態勢を整える。
- (2) **2025年問題への対応**  
医療機関の充実を含めて、地域におけるネットワークの構築に取り組む。
- (3) **首都直下地震に備えた災害時医療救護体制の確立**  
大規模災害に備えた医療施設の整備や負傷者受け入れのための病床を確保する。

# 地域医療の充実と外国人患者の受け入れ

重点的な取組項目	主な取組内容	規制緩和・制度拡充
<p>(1) 国際的な病院運営</p>	<p>ア 外国人対応病棟の整備                      イ 2020東京オリ・パラに向けた外国人患者の受け入れ                      ウ 外国人医師・看護師、コ・メディカルの配置                      エ 発展途上国等からの臨床研修生の受け入れ                      オ 日本人スタッフの国際化教育の推進                      カ メディカルツーリズムの推進                      [上記ア～エおよびカについては、法第14条：病床規制に係る医療法の特例、検討方針1.(1)外国人医師・看護師の業務解禁関連]</p>	<p>[追加提案(対象法令・制度)]</p> <p>外国人患者受け入れ、2025年問題および震災への対応のための病床規制の特例                      (医療法第30条の4第2項第11号)</p> <p>基幹医療施設の病棟整備に関する容積率、建ぺい容積率などの土地利用規制の見直し                      (都市計画法第8条、建築基準法第52条、第53条)</p> <p>外国人医師の診察の業務解禁                      (医師免許二国間協定制)</p> <p>2025年問題への対応のための医療施設整備に関する生産緑地の指定解除要件拡充                      (生産緑地法第8条)</p>
<p>(2) 2025年問題への対応</p>	<p>ア 治験の効率化                      [検討方針1.(3)保険外併用療養の拡充、法第14条：病床規制に係る医療法の特例関連]                      イ 認知症センターの設置                      [法第14条：病床規制に係る医療法の特例関連]                      ウ 在宅医療ネットワークの構築                      [検討方針1.(1)外国人医師等の業務解禁関連]                      エ 回復期慢性期病院、介護療養型老健の整備促進                      オ 長寿健康啓発事業の実施</p>	
<p>(3) 首都直下地震への備え</p>	<p>ア 基幹医療施設の免震化                      イ 負傷者受入病床の増床                      ウ 負傷外国人の治療受入                      [上記イ、ウは、法第14条：病床規制に係る医療法の特例、検討方針1.(1)外国人医師等の業務解禁関連]</p>	

法：国家戦略特別区域法、検討方針：国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（日本経済再生本部決定）

# 都市農業の維持・拡大と外国人向け観光の推進

## 練馬区のポテンシャル

23区で最大の農地面積(約230ha)を有している。消費者の身近なところで生産される安全安心で良質な野菜は、幹線道路や鉄道等により約30分以内で都心に届けることができる。

ブルーベリー観光農園が30園、農業体験農園が17園開園、直売所は300か所あるなど、都市農業の先進経営が既に定着している。外国人が日帰りや短期滞在で食と土に親しむ環境が既に整っている。

練馬大根、ビール麦「金子ゴールデン」等のブランド化のノウハウもあり、26年度末には営農者を育成する「農の学校」が開校予定である。

## 提案のニーズや背景

食のグローバル化に伴い安全で良質な食の確保は消費者にとって重要課題である。身近な都市農地で生産される農作物は消費者に安心感を与えている。

都市農地は、農作物を供給するとともに、震災時には一時的な避難場所や延焼防止といった防災機能を始め、食教育、景観、レクリエーションなど多面的で重要な機能を果たす空間である。

区内の農地は相続等に伴い最近10年間で約70ha減少。現行の農地制度では更に減少が進む。担い手不足も深刻である一方、就農希望者が農地規制により農業に携われない。

小規模(500㎡未満)農地は生産緑地に指定できないことから、宅地並みに課税されるなど、保全が極めて困難な状況にある。

## 重点的に取り組む項目

- (1) **都市農業の継続と拡大**  
生産緑地を始めとする都市農地の営農手法の多様化・拡大  
防災機能など都市農地の多面的機能を拡充
- (2) **世界の都市農業をリードする練馬**  
最先端の都市農業を推進し、安全で質の高い野菜の供給を世界にアピール
- (3) **都市におけるアグリツーリズムの推進**  
都心からの利便性を活かした主に外国人向けの日帰りアグリツーリズムを展開

# 都市農業の維持・拡大と外国人向け観光の推進

重点的な取組項目	主な取組内容	規制緩和・制度拡充
(1) 都市農業の継続と拡大	<p>ア 小規模(500㎡未満)農地を生産緑地として指定し農地を保全する。</p> <p>イ 相続時、農地としての継続を確保する。</p> <p>ウ 生産緑地の貸借を可能とし他の農家等の営農により都市農業を継続拡大する。</p> <p>エ 就農希望者やNPO法人等の営農など、営農手法の多様化を推進し、都市農業を拡大する。</p> <p>オ 生産緑地内に防災井戸等の防災施設を設置し農地の潜在機能を多様化する。</p>	<p>[追加提案(対象法令・制度)]</p> <p>生産緑地地区の指定に係る面積要件の廃止(生産緑地法第3条第1項第2号)</p> <p>市街化区域内農地における相続税納税猶予制度適用農地の農業者拡充の容認 (租税特別措置法第70条の6の2第1項) (農業経営基盤強化促進法第11条の11第1項、第17条第2項)</p>
(2) 世界の都市農業をリードする練馬	<p>ア 安全・安心で良質な農作物を供給する練馬の都市農業を世界にアピールする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸東京野菜のブランド化を進め、オリ・パラ時はおもてなしに用いる。</li> <li>・世界各国の野菜の種子を輸入・栽培し、オリ・パラ開催中は選手村等に新鮮野菜として供給する。</li> </ul> <p>イ 世界都市農業サミットの開催を検討し、都市農業の価値・魅力・必要性を世界に向けて発信していく。 〔法第17条・エリアマネジメントに係る道路法特例を活用〕</p>	<p>防災施設や直売所等の農地内設置に係る相続税納税猶予制度適用の要件緩和(租税特別措置法第70条の6)</p> <p>生産緑地地区において農業者拡充を行った際の主たる従事者の証明書の発行の容認(生産緑地法第10条)</p> <p>区内農地への調整区域内農地対象補助制度の導入の容認 (農業経営基盤強化(ｽｰﾊﾟｰ-Ｌ)資金等制度)</p> <p>種子輸入検査の緩和(植物防疫法)</p>
(3) 都市におけるアクティビズム	<p>外国人の農業体験をテーマとした小旅行、視察、種まきや収穫時の滞在都市農業研修を実施する。 〔法第17条・エリアマネジメントに係る道路法特例を活用〕</p>	<p>農業体験、滞在研修を目的とした滞在外国人の滞在条件の緩和 (出入国管理及び難民認定法、同施行規則)</p>

法：国家戦略特別区域法

# 日本の経済活性化に貢献します!!

東京都・近隣自治体と連携して、ビジネスや観光で来日した外国人の方々が安心して医療を受けられる環境を提供します。

社会資本である都市農業の活性化に取り組み、世界の都市農業をリードする練馬の農業をアグリツーリズムなどを通じて発信することで、日本の経済活性化を図ります。

平成 26 年 9 月 24 日  
練馬区地域医療担当部  
地域医療課・地域医療企画調整課

## 地域医療の充実と外国人患者の受け入れ等による経済の活性化

### 1 ニーズや背景

- (1) 練馬区は、西武池袋線、西武新宿線、東武東上線、都営大江戸線、東京メトロ有楽町線・副都心線により国際的ビジネス都市である新宿、六本木、有楽町や羽田空港に通じる大門へと繋がっており、東京都のさらなる国際化を後方で支える要衝の地である。
- (2) 都立光が丘公園や石神井公園などの恵まれた自然環境と、世界需要が見込まれるアニメーション関連の制作会社などが多数あり、日本に在住、訪日外国人に対して極めて魅力的な街であり観光誘致にも適している。
- (3) 光が丘地区には地区内の小学校を統合再編した際の跡施設を活用した多文化共生社会推進施設やインターナショナルスクールが配置されており、練馬区における国際交流推進の中心的地区である。一方、ニュータウンとして開発されてから 25 年以上経過し、少子高齢化の進行により人口構成の変化への対応が必要となっている。
- (4) 大規模災害への対応について練馬区は東京都内でも高台に位置し、岩盤も強固であることから、首都直下地震の被害想定において中心区に比して被害が少ないとされている。また、都指定の避難所である光が丘公園、石神井公園、豊島園、城北中央公園、大泉中央公園などがあり、避難者の受け入れや災害医療において環状八号線や関越自動車道、東京外環自動車道の玄関口として他県からの派遣医療チームを受け入れる際の要衝地となる。また、光が丘を始発とする都営地下鉄大江戸線は、東京都地域防災計画において大深度を走るが故に地震に強い特性を活かした輸送計画が立てられているなど、地震時の緊急輸送路線の一つとなっている。現に東日本大震災時には当日 20 時過ぎにいち早く復旧を果たしている。
- (5) 順天堂練馬病院および練馬光が丘病院は災害拠点病院に指定されており、特に順天堂練馬病院の建物は免震構造であり、災害時において東京の枢要な核となる病院の役割を果たすことが期待される。
- (6) 練馬光が丘病院は築後 27 年を経過しており建物の老朽化が著しいこと、および旧施設基準による設計のため施設全体が狭隘であり医療機能や療養環境の向上が図れないことなどから建替えを検討する時期にきている。
- (7) 順天堂練馬病院は、病床稼働率が平成 25 年度は 97.7%と高く、また地域救急医療センターとして救急車搬送数が月平均 500 件以上、年間 6,234 件と救急車受け入れ実績が都内有数の病院である。現在の病院施設ではさらに病床稼働率を高めることや受け入れ患者数の増加を図ることが難しく、増床が課題となっている。

## 2 具体的なプロジェクトの内容

このプロジェクトは、公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院と順天堂大学医学部附属練馬病院を想定している。二つの病院での実施の場合は【共通】とし、練馬光が丘病院のみの場合は【光が丘】、順天堂大学医学部附属練馬病院のみの場合は【順天堂】と表記する。

### (1) 国際的な病院運営

#### 外国人対応病棟の設置【光が丘】

外国語の堪能な看護師を重点的に配置する病棟を新たに設置し、外国人の入院治療に対応する。

#### 外国人患者の受入れ【順天堂】

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、順天堂医院（文京区・本院）が行う外国語の堪能な医療従事者を配置する新たな病棟と連携し、外国人の入院治療に対応する。

#### 外国人医師・看護師等の配置【共通】

高い水準の医療技術および知識を持つ外国人医師、看護師、コ・メディカルスタッフを配置し、医療サービスの質の向上を図る。

#### 発展途上国等からの臨床研修生の受入【共通】

発展途上国等から医師・看護師・その他医療技術職の研修生の受け入れを行い、将来、出身国における医療水準の向上を担う人材を育成することで国際貢献を図る。

#### 日本人スタッフの国際化教育の推進【共通】

外国人の生活習慣に造詣が深く、外国語が堪能な職員を育成するために語学教育等の充実を図る。

#### メディカルツーリズムの推進【順天堂】

順天堂医院と連携し、医療を目的とした外国人の旅行を推進し、高度医療の需要増や経済効果を図る。

### (2) 2025年問題への対応

#### 治験の効率化【共通】

高度先進医療を行う病院のネットワークに加わり医療品および先進医療機器についての治験を共同で実施

#### 認知症センターの設置【光が丘】

認知症に関する相談から最先端医療の提供のほか、関係機関との連携を推進し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることのできるシステムの構築をめざす。

#### 在宅医療ネットワークの構築【光が丘】【その他】

地域の医療機関との診療情報の共有を進め、在宅支援診療所等の主治医のサポート体制を構築する。また、歯科診療所を含めた関係機関ネットワークにより摂食嚥下機能リハビリ、口腔ケアを推進し、誤嚥性肺炎を未然に予防する仕組みづくりを行う。さらには介護老人保健施設と連携したショートステイの活用などを推進する。については回復期・慢性期に対応した病院や介護療養型老人保健施設の整備を促進するため生産緑地地区への施設建設を可能とする。

#### 長寿健康啓発事業の創設【順天堂】

長寿に関する情報の発信のため講演会、健康教室を開催する。スポトロロジーに基づく寿命伸長の活動を行い、住み慣れた地域で安心して医療を受けられる環境を整備する。

(3) 首都直下地震への備え

病院施設の免震化【光が丘】

大規模災害時に災害拠点病院としての機能と役割を発揮するために施設の免震化を図る必要がある。

病床の増設【共通】

首都直下地震発生時に湾岸方面をはじめとする中心区の医療機関が甚大な建物被害により医療の提供が困難となった際、内陸部に位置し、他県医療チームの受入も容易な練馬光が丘病院および順天堂練馬病院が広域的搬送により負傷者を受入れることは東京都全体の災害対応能力の向上に資することとなる。ついては受入能力の拡充のために病床の増加を図る。

災害時には中心区に滞在する外国人の治療を含めた広域的対応を図る。

3 想定される実施主体

- (1) 公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院
- (2) 順天堂大学医学部附属練馬病院
- (3) 練馬区

4 事業実施のために必要な規制改革事項

- (1) 病床規制による病床の新設・増床の容認【共通】
- (2) 容積率等の土地利用規制の見直し【共通】
- (3) 外国医師の診察の業務解禁【共通】
- (4) 臨床修練制度の対象拡充【共通】

5 実施による日本経済再生に向けた効果

- (1) 外国語で受診できる医療体制の整備によるグローバル企業の誘致推進【共通】
- (2) 発展途上国からの臨床研修生を受け入れることによる国際貢献【共通】
- (3) 認知症治療に関する知見の蓄積による最先端医療創出への寄与【光が丘】
- (4) 災害対応能力の向上による大規模災害時における経済的損失の減少【共通】
- (5) 災害対応能力の向上による国際的評価の上昇【共通】
- (6) 滞っておよび訪日外国人の医療の受入れによる経済効果【共通】

平成 26 年 9 月 24 日  
練 馬 区  
産業経済部都市農業課

## 都市農業の継続・拡大と外国人向け観光の推進等による経済の活性化

### 1 ニーズや背景

- (1) 練馬区は、東京湾から西へ 15 キロメートル、縄文海進の影響のない武蔵野台地上に位置し、肥沃な土壌に支えられ、江戸時代から良好な農産物を産出してきた。西武池袋線、西武新宿線、東武東上線、都営大江戸線、東京メトロ有楽町線・副都心線により都心から 30 分以内の好立地にあり、新鮮なままの農産物の供給により、首都に住む住民の食を支えている。外国人旅行者に対しても、都心に居ながらにして新鮮で安全・安心な農作物を提供することができ、東京都のさらなる国際化を後方で支える要衝の地である。
- (2) 今なお残る屋敷林や農地、石神井公園などの恵まれた自然環境は、質量ともに 23 区内で 1 番である。これらは、大気浄化、気温上昇の抑制、気象激変緩和などの環境面、震災時延焼防止、身近な避難場所、井戸による水供給、食の供給場所としての防災面から、首都機能、ひいては国際政治・経済を守る要塞になっている。
- (3) 都心部では近年、集中豪雨や台風の影響により道路の水没や住居への床上浸水等の被害が増えているが、農地は貯水機能が非常に高く、洪水を抑制する機能も備えている。ビルやマンションに囲まれ、アスファルトが多い都心部では特に農地を保全することが重要である。
- (4) ブルーベリーをはじめとした観光農園の充実により、日帰りや短期滞在で食と土に親しむ環境が整い、日本に在住、訪日外国人が日本の農業を直に体験でき、極めて魅力的な観光にも適している。
- (5) 食する住民に常に接して作られる作物は、環境への負荷が限りなくゼロに近く供給される新鮮で安全安心な作物であるだけでなく、味覚等のニーズに即した野菜等であり、東京の魅力を凝縮した食材を安定して供給できる。
- (6) 和食がユネスコ無形文化遺産に登録されるなどし、外国人の和食に対する関心が高まりを見せている中、都内を訪れる外国人に練馬産の野菜等を食してもらい、食の安全と良質さを世界に発信することは非常に重要である。
- (7) 区内の 38ha の農地はそれぞれが狭小であることから、生産緑地になれず、宅地並みの税が課せられるなど、農業の存続、農地の保全が極めて困難な状況にある。
- (8) 農業体験農園を発案実施し、観光農園や直売所設置等、都市住民の生活に密着した都市農業の経営が既に定着しているが、農地に関わる諸規制により、相続時の経営存続が非常に困難である。
- (9) 農業者による農業体験農園や区事業の農の学校の修了生は、農の技術を身に着け、高齢の農業者等の手助けをしており、主体となって農業を担うことができれば、生産量の拡大が見込め、農地保全の安定化も図れるが、市街化区域内の納税猶予農地では貸借ができないことなどから、せっかく身に着けた農の技術を農業振興に活かすことができていない。

## 2 具体的なプロジェクトの内容

- (1) 狭小農地を生産緑地地区として指定し、農地を保全する。
- (2) 相続時、農地としての継続を確保する。
- (3) 農地の貸借を可能とし、他の農家等の営農により都市農業を継続拡大する。
- (4) 就農希望者やNPO法人等の営農など、営農手法の多様化により、都市農業を拡大する。
- (5) 農地内に防災井戸等の防災施設を設置し農地機能を高める。
- (6) 安全・安心で良質な農作物を供給する練馬の都市農業を世界にアピールする。
  - ・江戸東京野菜のブランド化を進めオリンピック・パラリンピックではおもてなしに用いる。
  - ・世界各国の野菜の種子を輸入して栽培し、オリンピック・パラリンピック開催中は選手村等に新鮮なまま野菜等を供給する。
- (7) 世界都市農業サミットの開催を検討し、都市農業の価値・魅力・必要性を世界規模で発信していく。
- (8) 外国人の農業体験をテーマとした小旅行、視察、種まきや収穫時の滞在型の都市農業研修を実施する。

## 3 想定される実施主体

- (1) 農業者
- (2) 東京あおば農業協同組合
- (3) 練馬区
- (4) NPO法人

## 4 事業実施のために必要な規制改革事項

- (1) 生産緑地地区の指定に係る面積要件の廃止
- (2) 市街化区域内農地における相続税納税猶予制度適用農地の農業者拡充の容認
- (3) 防災施設や直売所等の農地内設置に係る相続税納税猶予制度適用の要件緩和
- (4) 市街化区域内農地への調整区域農地と同様な補助制度の導入
- (5) 生産緑地地区において農業者拡充を行った際の主たる従事者の証明書の発行の容認
- (6) 区内農地への調整区域内農地対象補助制度の導入の容認
- (7) 事業に伴う道路占用許可要件の緩和
- (8) 種子輸入検査の緩和
- (9) 農業体験等を目的とした滞在外国人の滞在条件の緩和

## 5 実施による日本経済再生に向けた効果

- (1) 農地が保全されることにより大規模災害時における経済的損失の減少
- (2) 滞っておよび訪日外国人の農業体験の観光農園利用による経済効果
- (3) 農業者以外の事業者の資本等の参入による経済の活性化